

組 合 公 報	令 和 7 年 4 月 1 日 富 山 市 下 野 9 9 5 番 地 の 3 富 山 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 電 話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1
---------	--

○公告第1号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部を変更することについては、令和7年2月25日招集の第173回組合会において議決され、総務大臣に認可申請を行ったところ、令和7年3月31日付け総行福第124号をもって認可を受けたので、下記のとおり公告する。

令 和 7 年 4 月 1 日

富山県市町村職員共済組合

理事長 角 田 悠 紀

記

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和37年定款第1号）の一部を次のように変更する。

第43条第1項の表中「1,000分の44.11」を「1,000分の47.79」に、「1,000分の2.59」を「1,000分の2.52」に改める。

第43条の2中「1,000分の88.22」を「1,000分の95.58」に改める。

第 45 条中「令和 6 年度」を「令和 7 年度」に、「1,795 円」を「1,830 円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 43 条第 1 項及び第 43 条の 2 の規定は、令和 7 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																																																		
第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>短期組合員</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>44.11</td><td>8.9</td><td>1.7</td><td>47.79</td><td>8.9</td><td>1.7</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>後期高齢者等</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>短期組合員</td><td>2.59</td><td>2.59</td><td>2.59</td><td>2.52</td><td>2.52</td><td>2.52</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2 (略) (任意継続掛金の額) 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付 (介護納付金の納付	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	短期組合員	0	0	0	0	0	0	市町村長組合員	44.11	8.9	1.7	47.79	8.9	1.7	特定消防組合員							長期組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	後期高齢者等	0	0	0	0	0	0	短期組合員	2.59	2.59	2.59	2.52	2.52	2.52	市町村長長期組合員							第1条 ～ 第42条 (略) (掛金及び負担金の額) 第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一般組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>短期組合員</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>47.79</td><td>8.9</td><td>1.7</td><td>47.79</td><td>8.9</td><td>1.7</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>長期組合員</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td><td>1,000分</td></tr><tr><td>後期高齢者等</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>短期組合員</td><td>2.52</td><td>2.52</td><td>2.52</td><td>2.52</td><td>2.52</td><td>2.52</td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2 (略) (任意継続掛金の額) 第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付 (介護納付金の納付	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	短期組合員	0	0	0	0	0	0	市町村長組合員	47.79	8.9	1.7	47.79	8.9	1.7	特定消防組合員							長期組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	後期高齢者等	0	0	0	0	0	0	短期組合員	2.52	2.52	2.52	2.52	2.52	2.52	市町村長長期組合員							① 医療費の増嵩及び高齢者医療等への負担増に対応するため、令和5年度短期保健部会答申に基づき短期給付分に係る掛金・負担金を引き上げるもの。 (各々 +3.68%) ② 育児休業給付に係る公的負担割合を引き上げられることから、育児・介護休業手当金に係る拠出金率が5.18%から5.04%へ引き下げられるため、75歳以上の長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金を引き下げるもの。 (各々△0.07%) 任意継続組合員に係る短期任意継続掛金を引き上げるもの。 (+7.36%)
組合員の種別		標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合																																																																																																																																															
		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																																													
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																																																															
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																																														
短期組合員	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																														
市町村長組合員	44.11	8.9	1.7	47.79	8.9	1.7																																																																																																																																														
特定消防組合員																																																																																																																																																				
長期組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																																														
後期高齢者等	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																														
短期組合員	2.59	2.59	2.59	2.52	2.52	2.52																																																																																																																																														
市町村長長期組合員																																																																																																																																																				
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合																																																																																																																																																
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																																														
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																																															
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																																														
短期組合員	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																														
市町村長組合員	47.79	8.9	1.7	47.79	8.9	1.7																																																																																																																																														
特定消防組合員																																																																																																																																																				
長期組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分																																																																																																																																														
後期高齢者等	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																														
短期組合員	2.52	2.52	2.52	2.52	2.52	2.52																																																																																																																																														
市町村長長期組合員																																																																																																																																																				

変 更 前	変 更 後	備 考
に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項第1号の規定による標準報酬の月額(同号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続組合員にあっては、同項第1号に掲げる額が380千円を超えるときは380千円。以下「任意継続組合員標準報酬の月額」という。)に<u>1,000分の88.22</u>を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、任意継続組合員標準報酬の月額に1,000分の17.8を乗じて得た額とする。 第44条 (略) (資金の繰入れ) 第45条 <u>令和6年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>1,795円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項第1号の規定による標準報酬の月額(同号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続組合員にあっては、同項第1号に掲げる額が380千円を超えるときは380千円。以下「任意継続組合員標準報酬の月額」という。)に<u>1,000分の95.58</u>を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、任意継続組合員標準報酬の月額に1,000分の17.8を乗じて得た額とする。 第44条 (略) (資金の繰入れ) 第45条 <u>令和7年度</u>における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、<u>1,830円</u>とする。 第46条 ～ 第50条 (略)	令和7年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たりの事務費単価を引き上げるもの。(＋35円)

理 由 書

医療費の増嵩及び高齢者医療等への負担増に対応するため、短期給付財源率を引き上げる必要があること。

育児及び介護休業手当金に係る共同事業の拠出金率が引き下げられることに伴い、本組合における長期組合員等の育児及び介護休業手当金に関する掛金・負担金率を引き下げる必要があること。

本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和7年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げる必要があること。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

定款の一部変更要綱

項 目	説 明
1 変更の目的	(1) 医療費の増嵩及び高齢者医療等への負担増に対応するため、令和5年度短期保健部会答申に基づき、短期給付財源率を引き上げる必要があること。 (2) 本組合が組合員等に行う育児及び介護休業手当金の給付に関しては、円滑な業務運営を行うため、全国市町村職員共済組合連合会において共同事業で実施しており、共同事業に要する費用に係る拠出金率が、令和7年度から現行5.18%から5.04%に引き下げられるため、長期組合員及び市町村長長期組合員における育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き下げるもの。 (3) 本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、令和7年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げるもの。
2 内 容	(1) 短期給付財源率の引上げ (定款第43条・第43条の2関係) ① 短期掛金率 … 現行:44.11% ⇒ 変更後:47.79%(+3.68) ② 短期負担金率 … 現行:44.11% ⇒ 変更後:47.79%(+3.68) ③ 短期任意継続掛金率 … 現行:88.22% ⇒ 変更後:95.58%(+7.36) (2) 長期組合員等(後期高齢者医療制度の被保険者である組合員)に対する育児及び介護休業手当金に係る掛金・負担金率の引下げ (定款第43条関係) ① 掛 金 率 … 現行:2.59% ⇒ 変更後:2.52%(Δ0.07) ② 負担金率 … 現行:2.59% ⇒ 変更後:2.52%(Δ0.07) (3) 令和7年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引上げ (定款第45条関係) 毎年度、国が示す事務費単価の上限に基づき、本組合が、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定により定款で定めることとされている短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を次のとおり引き上げる。 ・現行:1,795円 ⇒ 変更後:1,830円(+35円)
3 施行 期 日	令和7年4月1日